

議案第 9 2 号

調布市高齢者福祉推進協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 2 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

委員の任期を改めるとともに、介護保険部会及び高齢福祉部会を廃止するほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市高齢者福祉推進協議会条例の一部を改正する条例

調布市高齢者福祉推進協議会条例（平成12年調布市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「又は任命」を削る。

第4条第1項中「2年」を「3年」に改め、同条第2項中「4年」を「6年」に改め、同条第3項中「2年」を「3年」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「かかわる専門的事項を分掌させるため、推進協議会に次の各号に掲げる部会を置く」を「ついて調査研究するため、推進協議会に部会を置くことができる」に改め、同項各号及び同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成30年5月31日までの間において、この条例による改正後の調布市高齢者福祉推進協議会条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第1項の規定により委嘱される委員の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年5月31日までとする。